

# 実用新案登録証

(CERTIFICATE OF UTILITY MODEL REGISTRATION)

登録第 3252920 号

(REGISTRATION NUMBER)

考案の名称  
(TITLE OF THE DEVICE)

電子レンジとオーブンに汎用される加熱鍋

実用新案権者  
(OWNER OF  
THE UTILITY MODEL RIGHT)

中国浙江省寧波市寧海県大佳何鎮万創小微園 2  
0 棟 1-2

国籍・地域 中華人民共和国

寧波君盛日用品有限公司

考案者  
(CREATOR OF DEVICE)

吳 海開

出願番号  
(APPLICATION NUMBER)

実願 2025-002486

出願日  
(FILING DATE)

令和 7 年 7 月 24 日 (July 24, 2025)

登録日  
(REGISTRATION DATE)

令和 7 年 9 月 11 日 (September 11, 2025)

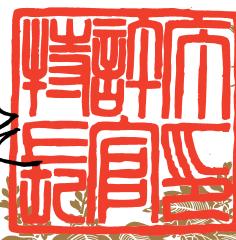
この考案は、登録するものと確定し、実用新案原簿に登録されたことを証する。

(THIS IS TO CERTIFY THAT THE UTILITY MODEL IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 7 年 9 月 11 日 (September 11, 2025)

特許庁長官  
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

河西康之



# 実用新案権設定登録通知書

## 登録料納付期限日

登録番号 第3252920号  
登録日 令和7年 9月11日  
出願番号 実願2025-002486  
出願日 令和7年 7月24日  
請求項の数 10  
納付年分 第3年分まで

納付年分	納付期限日
第4年分	令和10年(2028年) 9月11日
第5年分	令和11年(2029年) 9月11日
第6年分	令和12年(2030年) 9月11日
第7年分	令和13年(2031年) 9月11日
第8年分	令和14年(2032年) 9月11日
第9年分	令和15年(2033年) 9月11日
第10年分	令和16年(2034年) 9月11日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

### 重 要

### 登録料の納付について

・実用新案権を維持するには、存続期間の満了までの各年について所定の登録料納付書を特許庁に提出する必要があります。

なお、第4年分以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。

※この通知を保管し、上記の登録料納付期限日の表で納付期限を確認してください。(自動納付制度もありますので、特許庁ホームページを参照してください。)

・第4年以降の各年分の登録料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日(以下「納付期限日」という)までに、次の年分の納付が必要です。

・納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば登録料を追納することができます。

・追納する場合は、納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料が必要です。

・追納できる期間内に納付しないときは、その実用新案権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。

・実用新案登録料納付書の様式及び登録料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ <https://www.jpo.go.jp/index.html>

※【重要】特許(登録)料等の納付期限日を忘れないために電子メールにて納付期限が近づいたことをお知らせするサービスがあります。利用については、以下を参照ください。

『特許(登録)料支払期限通知サービスについて』

[https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kigen\\_tsuchi\\_service.html](https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kigen_tsuchi_service.html)

問い合わせ先 審査業務課登録室

電話 03(3581)1101(代表)

実用新案担当 内線2709